

岡山っ子育成条例

岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例



令和8年1月発行

岡山市教育委員会事務局教育総務部
教育企画総務課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

TEL (086)-803-1571

FAX (086)-803-4141

kyouikukikakusoumu@city.okayama.jp



岡山市・岡山市教育委員会

岡山っ子育成条例とは

岡山市では、子どもたちが愛されると実感できる家庭、学校園、地域社会を実現し、市民協働で「自立に向かって成長する子ども（自立する子ども）」を育成していくことを目指して、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（愛称：岡山っ子育成条例）」を制定しました。この条例には、家庭、学校園、地域社会、事業者、そして市が果たすべき役割と責任や、市が進める取組などを定めています。

自立に向かって成長する子ども (自立する子ども)

豊かな人間性

社会の一員としての倫理観や正義感、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心を身に付けていくこと

目指す姿

- ・自分の思っていることや考えたことを、相手に分かりやすく伝えようとする
- ・体験を通して、自然の美しさを実感したり、思いやりの気持ちを身に付けたりする

自分を高める

自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくこと

目指す姿

- ・情報収集して、解釈したり活用したりしようとする
- ・目標に向かって、粘り強く取り組み、乗り越えようとする

共に生きる

全ての命を大切にし、自分や他者との違いを理解して協調とともに、自然や環境とも調和していくこと

目指す姿

- ・立場や意見が違う相手とも協力し、より良いものにしようと取り組む
- ・自他の人権を尊重し、互いの個性を認め合う

第1章

子どもの人権を尊重し、**市民協働**で「自立に向かって成長する子ども（自立する子ども）」を育てます。

第2章

家庭、学校園、地域社会、事業者、そして市は、何をすればよいのか、それぞれに役割と責任があります。

第3章

みんなで、事故、犯罪、非行、いじめ、虐待などから子どもを守ります。

第4章

市は、市民協働で「自立に向かって成長する子ども（自立する子ども）」の育成を推進できるよう取り組んでいきます。

第5章

条例が生きて働くために、岡山市は**行動計画**を、推進会議は**行動指針**をつくります。

市民協働…家庭、学校園、地域社会、事業者、そして市が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に支え合い、協力することです。

行動指針…家庭、学校園、地域社会、事業者が、「自立に向かって成長する子ども（自立する子ども）」の育成に向けて行動するときの目安となるものです。

行動計画…「自立に向かって成長する子ども（自立する子ども）」の育成のために岡山市が取り組む計画です。

家庭の行動指針（行動の目安）

◎ 「心のあくしゅ」あいさつから始めます

あいさつは、コミュニケーションの入り口です。ここから子どもの社会が始まります。
・「おはよう」「おやすみ」「ありがとう」「ごめんなさい」「いただきます」…
・大人の笑顔は子どもの安心

◎ 話し合いの時間をもちます

きちんと向き合う時間をとることで、子どもは親の愛情を実感します。

- ・短時間でも子どもと会話
- ・子どもの思いを尊重する姿勢
- ・聞き上手がつくる話しやすい環境

◎ 子どもに一役もたせます

責任感をもち行動することで、役立ったという実感がわき、次のやる気を育てます。

- ・「水やり」「ゴミ捨て」「片付け」など、子どもの年齢に応じた役割分担
- ・自分やみんなの靴を揃えられる子ども

◎ 「さざ波体験」子どもを見守り支えます

小さな困難や失敗といったさざ波を乗りこえる体験が大切です。

手の出しそぎや過保護は子どもの自立へのブレーキになります。

- ・「失敗は成功のもと」子どもを信頼し、勇気をもって任せる子育て
- ・子どもの自立は親の責任
- ・子どもがつくる生活リズム「早寝、早起き、朝ごはん」

◎ ほめて叱ってまたほめます

叱ることで社会のルールを教え、ほめることでやる気を引き出します。

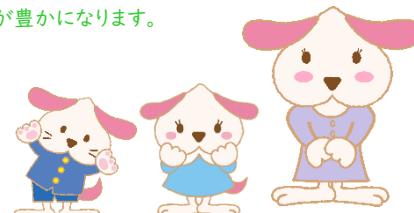
社会のルールは、まず、親が教えましょう。

- ・叱られることで学ぶ子ども
- ・ほめられることで育つ子ども

◎ 「ふれあい、出会い」子どもと一緒に出かけます

子どもも親も、多くの人のふれあいで、心が豊かになります。

- ・地域行事やPTA活動への参加
- ・子育てについての情報交換
- ・助け、助けられる子育て



学校園の行動指針（行動の目安）

◎ 魅力ある保育・授業づくりに取り組みます

学力やその基礎となる力を育てることは、学校園の基本的な使命です。

- ・自分で考え正しく判断する力
- ・目標に向かって努力する力
- ・学んだことや体験したことをくらしに活かす力

◎ 共に支え合う集団づくりを推進します

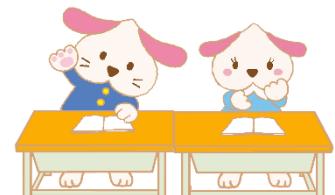
共に生きる態度は、集団活動の中で育てられます。

- ・友達と仲良くし、協力する態度
- ・いじめを許さない態度
- ・相手の思いをしっかり受け止め、自分の思いを素直に伝えようとする態度

◎ 健康づくりを推進します

健康な心と体づくりも学校園の使命の一つです。

- ・外で仲良く元気に遊ぶ子ども
- ・進んであいさつする子ども
- ・バランス良く楽しく食事をする子ども
- ・健康に気を付けて生活する子ども



◎ 体験活動を充実させます

豊かな心は、豊かな経験を通して身に付きます。

- ・正しいことを進んで行き、きまりを守る心
- ・思いやりや命を大切にする心
- ・自然や環境を大切にする心

◎ みんなのために働く活動を充実させます

働く喜びは、人とのかかわりの中から育まれます。

- ・手伝い、係、当番の仕事をがんばる力
- ・ボランティア活動をがんばる力

◎ 情報発信や意見交換に進んで取り組みます

信頼は、地域に支えられる学校園づくりの第一条件です。

- ・学校園の教育活動の積極的な公開
- ・開かれた学校園づくりへの努力
- ・学校評価活動の推進

地域社会の行動指針（行動の目安）

◎ 大人から大きな声であいさつをします

あいさつは、人ととのふれあいが深まる始まりです。

- ・「おはよう」「おかえり」など、地域ぐるみのあいさつの促進

◎ 地域行事の活性化を図ります

地域の一員としての自覚をもって参画できるように、行事の活性化を図ることが大切です。

- ・子どもの意見に耳を傾け、子どもと大人が一緒につくるふるさとへ

◎ いつでも声かけをします

地域の子どもたちは地域で育みます。声かけはその第一歩です。

- ・子どもたちの悩みや不安に耳を傾け、問題行動を早期発見
- ・励ましの声かけ
- ・大人からの積極的な声かけ

◎ 大人が見本を示します

子どもたちは、日常的なルールやマナーを大人から学びます。

- ・大人の学ぶ姿勢
- ・子どもと共にを行う地域学習
- ・子どもの良いところの発見

◎ みんなで地域に集まります

地域のみんなが集まって顔見知りになれば、自然に人の輪が広がります。

- ・地域行事への積極的な参加・参画
- ・異世代交流、家族間交流
- ・転入者がとけ込みやすい雰囲気づくり

◎ 安全・安心の確保に努めます

子どもが安心して暮らしたり、楽しく遊んだりすることのできる地域が求められています。

- ・登下校時の見守り
- ・声かけ
- ・夜間パトロールなどの促進



事業者の行動指針（行動の目安）

◎ 事業所周辺の環境づくりに努めます

安全・安心の確保と環境美化に努めることは、地域社会の一員でもある事業者の役目です。

- ・事業所周辺の危険防止と環境美化
- ・地域の清掃活動への参加
- ・子どもにとって有害な商品や情報の提供防止

◎ 学校園への協力を進めします

学校教育との連携は未来の大人の育成に向けた大きな力となります。

- ・職場体験や職場見学への協力
- ・働く保護者の姿を見せる「職場子ども参観日」の実施

◎ ボランティア活動を奨励します

社会貢献は事業者の大きな役割の一つです。

- ・事業所としてのボランティア活動の推進
- ・個人のボランティア活動への理解

◎ 子育てしやすいしくみづくりに努めます

働く保護者への積極的な支援は、健全な子どもの育成につながります。

- ・心と体を守るための研修の実施
- ・保護者の学校園の行事への参加支援
- ・病気の子どもの看護への配慮

◎ 地域社会との結びつきを強めます

職場の地域社会への開放は、地域社会とのつながりをもつ第一歩です。

- ・見学しやすい事業所づくり
- ・地域行事との連携や協力

◎ 事業者同士の意識向上に努めます

事業者の連携を密にし、健全な子どもの育成に関して、相互啓発に努めることは、地域社会の一員でもある事業者の役目です。

- ・事業者で組織する団体による教育活動への積極的な支援



行動計画（市の取組）

家庭教育への支援

家庭教育に関する学習機会の提供や親子の温かいふれあいを促進するなど、家庭教育の支援に取り組みます。

主な取組	概要
PTA等における人権教育の充実	人権尊重の理念に基づく子育てができるよう、PTA等・保護者を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、学校園PTA等研修への支援を行います。 〔問合せ:学校指導課、幼保運営課〕
家庭教育支援事業	家庭教育の重要性についての周知や、アドバイザーの派遣による支援などを行い、家庭の主体的な取組を進めます。 〔問合せ:生涯学習課〕
のびのび親子広場事業	幼稚園・認定こども園が地域のセンター的役割を担い、子育て支援の充実を図ります。 〔問合せ:幼保運営課〕

学校園の教育環境の充実

学校園としての本来の役割を果たすことができるよう、教職員の資質向上と教育環境の充実を図ります。

主な取組	概要
学びづくり推進プロジェクト	「全国学力・学習状況調査」「岡山っ子アセス（学力と学習・生活状況等の調査）」の活用や中学校区単位の校園内研究の支援により、授業・保育改善を進めます。 〔問合せ:学校指導課、幼保運営課〕
GIGAスクール構想によるICT活用支援事業	GIGAスクール構想で配備した学習者用端末を活用し、ICTのさらなる活用を促進するための支援を行います。 〔問合せ:教育研究研修センター、学校指導課〕
教職員研修事業	教職員の資質の向上を図るために経験年数や役職、教育課題等に応じた研修を実施します。 〔問合せ:教育研究研修センター、幼保運営課〕

地域社会への支援

学校園や子どもの居場所等で、子どもの育成につながる活動に取り組む市民の方を積極的に応援していきます。

主な取組	概要
学校支援ボランティア事業	ボランティア登録された地域の方や保護者、学生等が様々な特技や趣味などを活かして学校園等の教育活動を支援します。 〔問合せ:生涯学習課〕
地域と学校協働活動推進事業	地域全体で子どもの成長を支える地域未来塾（地域住民による学習支援）等、地域と学校が連携・協働しながら取り組む地域学校協働活動の充実に向けた支援を行います。 〔問合せ:生涯学習課〕
安全・安心ネットワーク支援事業	市内の各小学校区・地区の地域団体等が連携する安全・安心ネットワークが取り組む、地域課題解決に向けて行う活動を継続的なものとするため支援します。 〔問合せ:市民協働企画総務課〕

事業者の理解及び協力の推進

子どもの自立に向け、直接又は間接的に寄与する事業者の取組に対して光を当てていきます。

主な取組	概要
子育てに優しい事業者の表彰	仕事と育児の両立を支援するために努力している事業者の表彰を行います。 〔問合せ:女性が輝くまちづくり推進課〕

子どもの自主活動への支援

子どもが体験活動等に興味をもって、創造力豊かに活動できる機会や場を提供します。

主な取組	概要
オリエント美術館 体験講座	美術館の作品に関連した講座やワークショップを開催し、鑑賞や表現を通して豊かな感性を育みます。 〔問合せ:オリエント美術館〕
子ども体験活動推進事業	「わくわく探険隊」では、集団宿泊体験、自然体験活動を通して、豊かな心、自立の精神を育てます。また、「わくわく子どもまつり」を開催し、子どもたちが体験活動に参加できる機会を提供します。 〔問合せ:地域子育て支援課〕

相談体制の充実

子どもの様々な課題に、人や組織をもって総合的に対応することができる相談体制を充実します。

主な取組	概要
教育相談室・児童生徒支援教室等による支援	子ども本人、保護者、教職員等からの「いじめ」「不登校」「対人関係」「就学・進路」「発達障害」等の相談について臨床心理士等の専門の相談員が相談に応じます。 〔問合せ:教育支援課〕
スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーを小・中・義務教育学校と高等学校に配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関する児童生徒や保護者への相談対応、教職員への助言等を行います。 〔問合せ:教育支援課〕
いじめ・性被害相談ダイヤルの設置	いじめ専門相談員が「いじめ」に係る事案に対して、心理の視点から、問題の解決や未然防止を図っています。また、性被害・性暴力についての相談も受け付けています。 〔問合せ:教育支援課〕

自立する子どもの育成に関するネットワークの推進

子どもの様々な課題を協働によって解決していくための、人の配置や組織づくりを進めます。

主な取組	概要
子ども相談主事配置事業	課題を抱える子どもや家庭の適切な支援にあたり、学校園及び福祉関係機関との連携強化を図るため子ども相談主事（ヤングケアラー・コーディネーター）を配置します。 〔問合せ:教育支援課、こども福祉課〕
地域協働学校の活性化と地域学校協働活動の充実	地域住民や保護者の代表が学校園の運営に参画できる組織づくりと、中学校区内の地域と学校園の協働体制づくりを進めます。 〔問合せ:学校指導課、生涯学習課〕
地域での子育て支援ネットワークづくりの推進	情報交換の機会や研修等の実施を通して、地域で活動する子育て支援に携わる団体やグループ同士のゆるやかなネットワークづくりを図ります。 〔問合せ:生涯学習課〕

市民の理解及び協力

学校園や市民との直接的な情報交換を大切にしながら、子どもの育成を推進していきます。

主な取組	概要
広報広聴活動の充実	本市の教育の取組、方向性等について、広く市民に知らせます。また、教育に関する実態を積極的に把握し、教育の施策に活かします。 〔問合せ:教育企画総務課〕
子育て支援情報の提供	子育て支援についての情報をアプリや専用サイトを活用して、分かりやすく提供します（おかやまし子育てアプリ、こそだてばけっと）。 〔問合せ:地域子育て支援課〕

※行動計画（市の取組）の学校園（教職員を含む）とは、岡山市立認定こども園、幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校のことです。

岡山っ子育成条例

岡山市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれ、先人たちのたゆみない努力により、輝かしい歴史と文化を築き、発展を続けてきました。国際化が進展する新たな時代の時代に、岡山市のすべての子どもたちが夢と希望をもち、健やかに成長していくことは私たちの大きな願いです。

私たちは、岡山市の未来の希望である子どもたちが次代を生きいくための資質として、自立を掲げました。ここでの自立とは、子どもたちが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、共に生きることができるように自分自身を確立していくことです。豊かな人間性とは、社会の一員としての倫理観や正義感、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心を身につけていることです。自分を高めるとともに、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことです。そして、共に生きるとは、すべての命を大切にし、自分や他者との違いを理解して協調するとともに、自然や環境とも調和していくことです。

岡山市の子どもたちは、家庭、学校園及び地域社会が温かく見守るなか、自立に向かって成長しています。しかし、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもに関する課題の解決には、私たちが、子どもたちに与える影響の大きさを自覚して自らを律するとともに、子どもたちの教育に責任を持って取り組む必要があります。

ここに、私たちは、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園及び地域社会を実現し、市民協働による自立する子どもの育成を推進することを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関して、基本理念を定め、家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策その他の基本的事項を定めることにより、もって自立する子どもの育成に寄与することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 子ども 概ね18歳未満の市の区域内(以下「市内」といいます。)に居住する者をいいます。
- (2) 保護者 子どもを保護する義務を有する者をいいます。
- (3) 学校園 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校をいいます。
- (4) 地域社会 地域に居住する者並びに地域に関する課題の解決及び地域住民の連携を図るために活動する団体をいいます。
- (5) 事業者 市内において、事業所又は事業の拠点を有する個人又は法人をいいます。
- (6) 協働 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責務を自覚し、相互に支え合い、協力することをいいます。
- (7) 自立 子どもが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、他者及び環境と共に生きることができるように自分自身を確立していくことをいいます。

(基本理念)

第3条 すべての子どもは、子どもとしての権利及び社会の一員としての心身の発達に応じた責任があり、また性別、国籍、障害等にかかわらず、一人の人間として尊重されます。

2 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市は、相互の信頼関係のもとに協働し、かつ、子どもの心身の発達に応じて、適切に子どもの育成に関する取組を行います。

第2章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務

(家庭の責務)

第4条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有し、子どもが家庭の愛情のなかで生活習慣及び社会規範を身につけ、豊かな人間性を育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもにとって、自分が愛され、大切にされていると実感できるような家庭づくりをすること。
- (2) 子どもの思いを受け止め、適切に褒め、叱ることで、子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすること。
- (3) 子どもが、家庭の中での役割を果たすことで、責任感を育み、家族の一員としての喜びを感じることができるようにすること。
- (4) 地域社会の一員として、主体的に地域の行事及び活動に参加又は参画すること。
- (5) 子どもとともに成長していくように、周りの人と関わるとともに、学習する機会をもつこと。
- (6) 平素から子どもに関して学校園と情報を交換し合うとともに、積極的に学校園の行事及びPTA活動に参加又は参画すること。

2 保護者の家族は、前項の保護者の責務を実行するに当たっては、これに協力するように努めます。

(学校園の責務)

第5条 学校園は、子どもが集団の中で自立に必要な力を身につけられるようにするとともに、子どもの学びの拠点として、家庭及び地域社会の信頼に応え、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 基礎的及び基本的な知識及び技能を身につけさせるとともに、自ら学び、自ら考える力等を育成し、学力の向上を図ること。
- (2) 集団の中で、子どもの社会性、倫理観、規範意識、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心等豊かな人間性を育成すること。
- (3) すべての命を大切にする心を育み、互いの人権及び個性を尊重しながら、共に支え合う態度を育成すること。
- (4) 子どもの適切な勤労観を育成するための教育を推進すること。
- (5) 子どもの健康及び体力の向上を図り、並びに健康に関する教育を推進すること。
- (6) 家庭及び地域社会へ積極的に情報を発信するとともに、相互の意見交換の機会を充実すること。
- (7) 地域社会と連携し、又は協力して、地域人材の活用を推進すること。

(地域社会の責務)

第6条 地域社会は、子どもが地域での多様な体験及び様々な人や自然とのふれあいをとおして、豊かな人間性や、ふるさとを大切に思う気持ちを育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもの声かけ、見守り等子どもの育成に積極的に関わり、安全で健やかに育つ環境づくりをすること。
- (2) 子どもが地域社会の一員として、地域の行事及び活動に参加又は参画できる機会をつくること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どものいる家族に対しても地域全体で見守るとともに、地域の行事及び活動に家族で参加又は参画できる機会をつくること。
- (4) 学校園や社会教育施設等の求めに応じて、子どもの教育に関するボランティア又は講師として、参加又は参画すること。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、子どもの育成に責務を負うとともに、自立する子どもの育成が将来の人材を育成する大切な営みであることを自覚し、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもにとって、安全で良好な環境づくりを推進すること。
- (2) 自らの事業所に勤務する保護者が、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整えること。
- (3) 学校園の求めに応じて、職場見学、職場体験、講師派遣等に協力すること。
- (4) 自らの事業所において、子どもの育成に関するボランティア活動を奨励すること。

(市の責務)

第8条 市は、家庭、学校園、地域社会及び事業者が、それぞれの果たすべき責務に従い、協働して自立する子どもの育成を推進できるよう、支援に関して必要な措置を講じます。

第3章 子どもの安全確保に関する責務

(子どもの安全確保に関する家庭、学校園、地域社会及び事業者の責務)

第9条 前章に定めるもののほか、家庭、学校園、地域社会及び事業者は、自立する子どもを育成する基盤となる子どもの安全を確保するため、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの事故、犯罪、非行、いじめ、虐待等を未然に防止するため、子どもが安心して育つことのできる環境づくり等を推進すること。
- (2) 子どもが危険を回避できるとともに、危機に適切に対応できるようにするための教育を充実すること。
- (3) 子どもの安全が脅かされる状況の早期発見に努めるとともに、その状況を発見した場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応すること。

(子どもの安全確保に関する市の責務)

第10条 市は、子どもが安全確保のための活動及びネットワークづくりの推進に努めるとともに、子どもが被害者又は加害者となった場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応します。

第4章 市が推進する施策

(家庭教育への支援)

第11条 市は、家庭に対して、子どもの育成に関する情報提供に努めるとともに、情報交換及び学習の機会を充実するものとします。

(学校園の教育環境の充実)

第12条 市は、学校園が教育機能を十分に発揮できるように、教職員の資質向上とともに、学校園の自主性及び自律性を尊重しつつ、学校園の教育環境を充実するものとします。

(地域社会への支援)

第13条 市は、自立する子どもの育成に関わる人材を育成するとともに、学校園、社会教育施設、子どもの居場所等(以下本条中「学校園等」といいます。)に協力する個人又は団体が、学校園等において活動するため必要な支援を行うものとします。

(事業者の理解及び協力の推進)

第14条 市は、自立する子どもの育成に関して、事業者の理解及び協力が得られるように、広報及び顕彰を行いうものとします。

(子どもの自主活動への支援)

第15条 市は、子どもの伝統文化、スポーツ、体験活動等の自主的な活動を支援するとともに、子どもの体験活動等への主体的な参加又は参画の機会を充実するものとします。

(相談体制の充実)

第16条 市は、教育、保健、福祉及び医療の分野における子どもの育成に関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制を充実するものとします。

(自立する子どもの育成に関するネットワークの推進)

第17条 市は、自立する子どもの育成に関するネットワークづくりを推進するために、必要な支援を行うものとします。

(市民の理解及び協力)

第18条 市は、自立する子どもの育成を推進するための施策の実施に当たっては、市民の理解及び協力を得るとともに、市民意見等の把握に努めるものとします。

第5章 推進のための取組

(行動計画の策定)

第19条 市は、市民協働による自立する子どもの育成に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、行動計画を策定します。

2 市は、行動計画の進捗状況について、一定期間毎に評価し、必要に応じて改善を行います。

(推進会議の設置)

第20条 市は、市民協働による自立する子どもの育成を推進するため、推進会議を設置します。

2 推進会議は、第2章及び第3章の責務に基づく家庭、学校園、地域社会及び事業者の行動指針を策定するとともに、啓発に努めます。

3 推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

附 則(平成27年市条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。